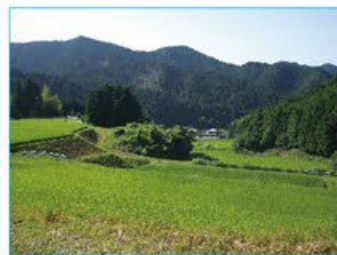


# 市川町 土地利用計画



令和6年4月  
市川町



# 目 次

ハ°→\*

第1章	土地利用計画の位置づけ	1
1	計画の背景	1
2	計画の目的	1
3	計画の位置づけ	2
第2章	市川町の現状の把握・分析	3
1	位置・沿革	3
2	自然的・地理的条件	4
3	社会的条件	5
第3章	上位・関連計画の整理	17
1	上位計画の整理	17
2	関連計画の整理	24
第4章	土地利用の地域分類	27
1	土地利用の現状	27
2	土地利用規制の状況	28
第5章	問題点の把握及び課題の整理	29
1	土地利用上の問題点の把握	29
2	土地利用上の課題の整理	30
第6章	土地利用計画	33
1	土地利用の基本的考え方	33
2	土地利用区分（ゾーン区分）の設定	35
3	区域設定基準と区域設定	37

## 【参考資料】

参考資料-1 土地利用の現況

参考資料-2 兵庫県：緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）

参考資料-3 兵庫県：宅地造成工事規制区域





# 第1章 土地利用計画の位置づけ

---



# 第1章 土地利用計画の位置づけ

## 1 計画の背景

市川町では、少子高齢化の進行や急速な人口減少、地域経済の縮小などの課題を抱えるなかで、変化する社会情勢に的確に対応し、地域の実情に即した柔軟で戦略的なまちづくりを継続的に進めるため、「第2期市川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）」や「市川町総合計画後期基本計画（令和3年3月）」を策定しました。

土地利用では、総合計画や農村環境計画に基づき土地利用を進めてきましたが、社会経済情勢の変化に伴い、中心市街地の活力の低下、高齢化や後継者不足による農林業の衰退、地域産業・雇用の縮小など、様々な課題がみられます。

今後、人口の減少や少子高齢化が急速に進行するなかで、適切な公共サービスを維持し、高齢者を含めた多くの人々が暮らしやすいまちを形成するためには、既存の機能を有効に活用しつつ、中心市街地に多様な機能が集積するまちづくりを行う必要があります。また、周辺地域は、恵まれた自然環境と豊かな風土、歴史的な景観等の多面的な機能を有しており、地域固有の資源として重要な役割を担っています。

一方、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等により土地利用の規制がなされていますが、これらの個別規制が個々単独に成立していることから、規制地域が重複する区域や、規制が緩やかな区域が存在しています。また、都市計画法等に基づく土地利用や建築制限が行われていないため、土地の既得権による開発行為や建築行為により、住宅と農地が混在するなど、土地利用の混乱が生じている地域がみられます。

このような土地利用の現状に対し、今後とも良好で住みよい環境を維持し、持続可能なまちづくりに向けた活力の創造など、土地利用を適正に誘導していく取り組みが必要となっています。

## 2 計画の目的

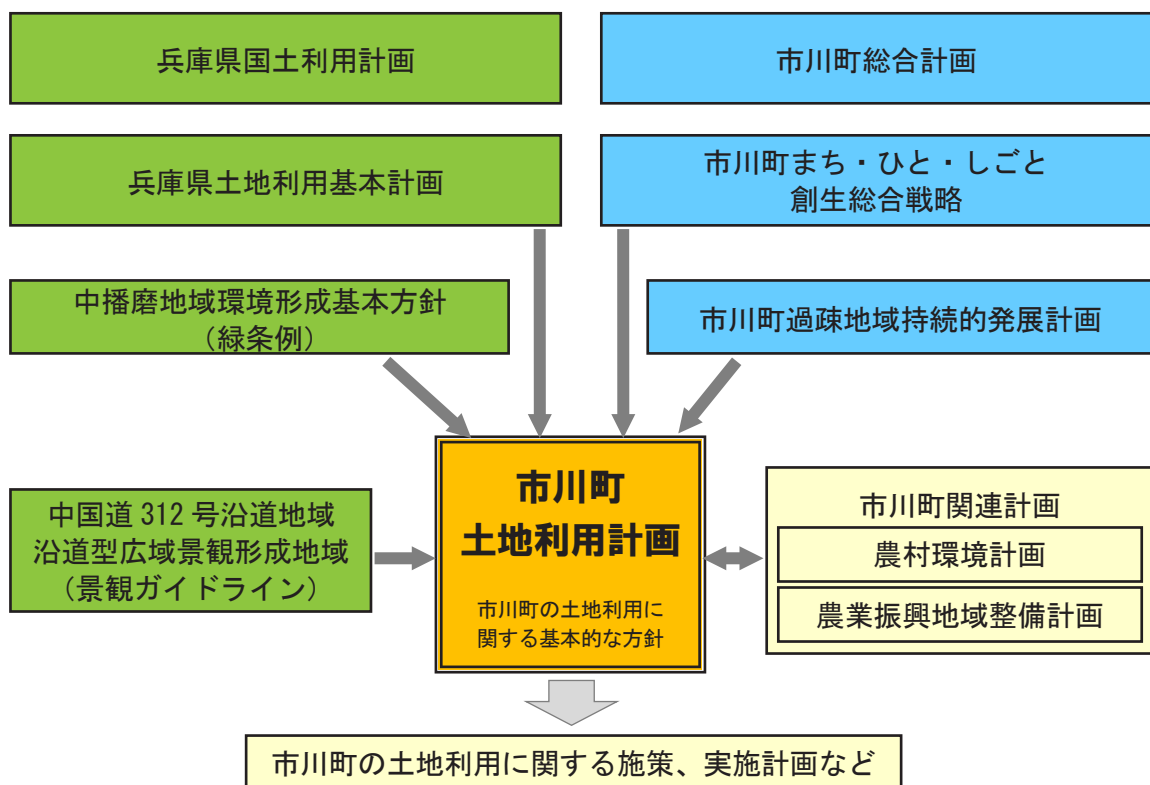
本計画は、計画の背景、土地利用等の地域動向や社会経済動向などを踏まえ、これまでの土地利用の変化の整理や課題を明らかにするとともに、市川町総合計画や兵庫県土地利用計画等の上位計画との整合を図り、市川町の今後の土地利用の基本的な方針を明らかにする「土地利用計画」の策定を目的とします。

### 3 計画の位置づけ

市川町土地利用計画は、国土利用計画法第8条に位置づけられる計画であり、兵庫県が策定する「兵庫県国土利用計画」及び「兵庫県土地利用基本計画」と一体的な関係を持つものです。

また、市川町の総合的な指針である「市川町総合計画」「市川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づくもので、「市川町農業振興地域整備計画」など、市川町の土地利用に関する施策で策定する計画との連携・整合を図るものです。

#### ◆計画の位置づけ





## 第2章 市川町の現状の把握・分析

---



## 第2章 市川町の現状の把握・分析

### 1 位置・沿革

市川町は、兵庫県の中央からやや南西、神崎郡の中央に位置し、北は神河町、南は福崎町と隣接しており、面積 82.67 平方キロメートル、東西約 13 キロメートル、南北約 10 キロメートルの広さで、まちの形はハート型をしています。

交通は、町の中央部を南北に国道 312 号、山陽自動車道と中国自動車道へつながる播但連絡道路の交通網が整備されています。鉄道においては、姫路から豊岡までをつなぐ JR 播但線を利用すれば姫路市まで 30 分、京阪神地域まで約 1 時間 30 分から 2 時間という交通アクセスにすぐれた立地で、中播磨地域の新たなベッドタウンとしての可能性を持つ地域となっています。

江戸時代には、屋形地区が生野街道沿いに位置し、市川を渡る渡し船が設けられていたことから宿場町として栄え、古くから交通の盛んな土地柄でした。生野銀山の運送経路として、銀山と姫路港を結ぶ「銀の馬車道」が明治 9 年に開通、明治 27 年には播但鉄道が開通し、物資の輸送や旅客運送に大きな役割を果たしました。そして、昭和 30 年に、川辺村、瀬加村、甘地村、鶴居村の 4 ヶ村が合併して発足した「市川町」は、令和 7 年に「70 周年」を迎えます。

産業では、昭和 5 年に日本国内で初めてゴルフアイアンを作ったまちとして、当時から刀鍛冶の技術を応用した鍛造製法によるアイアン製造が盛んで、この市川町から海外にも輸出され高い評価を得ています。

#### ◆市川町の位置



## 2 自然的・地理的条件

### (1)地 勢

市川町は周囲を山々に囲まれ、総面積 82.67 km<sup>2</sup> の大部分を山林が占めており、可住地面積は総面積の 24.2%となっています。町の中央を二級河川の市川が南流し、甲良川、振古川、尾市川、小畑川、岡部川などの支流が合流しています。

町の北東部には、笠形山千ヶ峰県立自然公園、麓には天然温泉の「せせらぎの湯」があり多くの観光客で賑わっています。また、自然体験施設の「リフレッシュパーク市川」には、コナラ林をネットで囲いかぶとむしを放し飼いにして触れ合える「かぶとむしど〜む」やキャンプ場を整備しており、都市部の方たちの交流施設となっています。



まちの中央を流れる市川

### (2)気 候

気候は温暖で、降水量の比較的少ない瀬戸内気候に属しており、自然災害も少なく人びとは昔から自然豊かな生活を営み、すぐれた歴史や文化を育んできました。

令和4年度の気象データでは、最高気温は 38.2℃、最低気温は-5.3℃となっていますが、年間平均気温は 15.6℃、年間降水量は 1,111.5mm、日照時間は 2,103.7 時間で、全体的には生活しやすい穏やかな気象条件となっています。

#### ◆市川町の気象概況

年度	気温			最高 30℃ 以上日数 (日)	最低 0℃ 未満日数 (日)	風速 (平均) (m/s)	降水量 (合計) (mm)	日照時間 (h)
	平均 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)					
H27	15.4	37.9	-4.8	54	43	1.1	1,808.5	1,878.3
H28	15.8	37.6	-5.5	71	54	1.1	1,777.5	1,906.9
H29	14.8	36.0	-4.0	70	62	1.1	1,480.0	2,044.2
H30	15.5	38.8	-6.3	71	56	1.1	1,675.0	2,071.3
R1	14.8	38.0	-3.3	73	35	1.1	1,225.5	1,981.4
R2	15.7	38.3	-4.0	65	30	1.1	1,300.0	2,012.6
R3	15.6	38.2	-7.1	75	40	1.2	1,542.0	1,695.8
R4	15.6	38.2	-5.3	92	70	1.1	1,111.5	2,103.7

(資料：気象庁・福崎地域気象観測所)

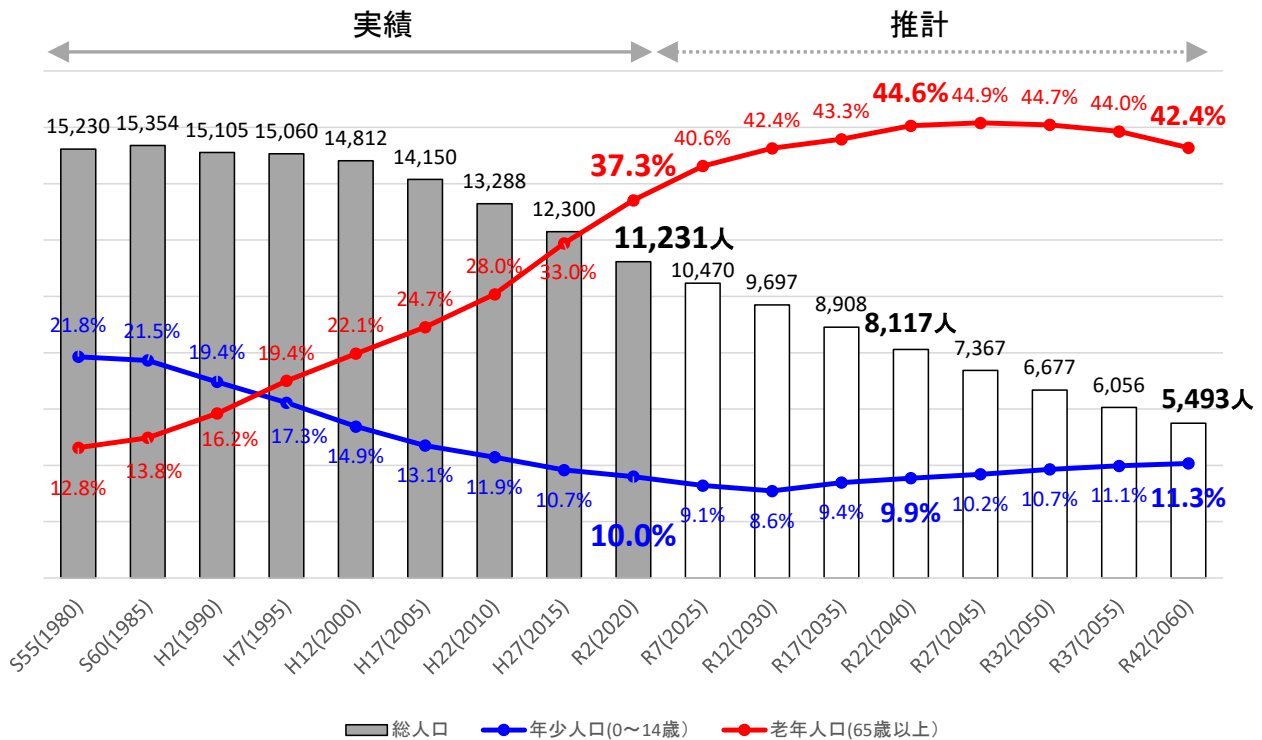
### 3 社会的条件

#### (1)人口動向

##### ① 人口の推移

- 人口は、昭和 60 年の 15,354 人をピークに人口の減少が続いており、令和 2 年の国勢調査による人口は、11,231 人となっています。
- 人口割合の推移については、平成 7 年以降は高齢人口割合が年少人口割合を上回り、高齢人口割合は年々増加し、将来的には 4 割以上に増加することが予測されています。
- 令和 5 年 1 月に第 1 期人口ビジョンの見直しを行い、社会移動の抑制を見込んだ新たな目標人口の設定を行いました。合計特殊出生率については、以前の目標値を少し下げ、転入転出の社会移動を 5 割抑制することを目指し、令和 4 2 年人口が 5,493 人となると予測しています。
- この目標人口の達成に向けて、社会移動の抑制を図るための施策を積極的に取り入れ、事業の見直しを行っていく必要があります。

##### ◆市川町の人口推移



(資料：実績：国勢調査、推計：市川町人口ビジョン (R5.1))

## ② 地区別人口

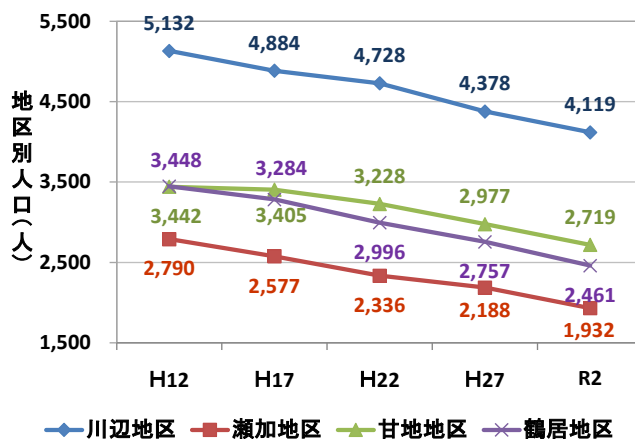
- 本町全体の人口が減少するなかで、各地区とも同様に減少傾向となっており、特に山間部が多くを占めている瀬加地区の人口減少が進んでいます。
- メッシュごとの人口増減をみても、ほとんどの地域で人口減少となっていますが、播但連絡道路の市川南ランプ周辺地域は、商業施設や住宅が立地して人口が増加している区域もあります。

### ◆地区別人口の推移

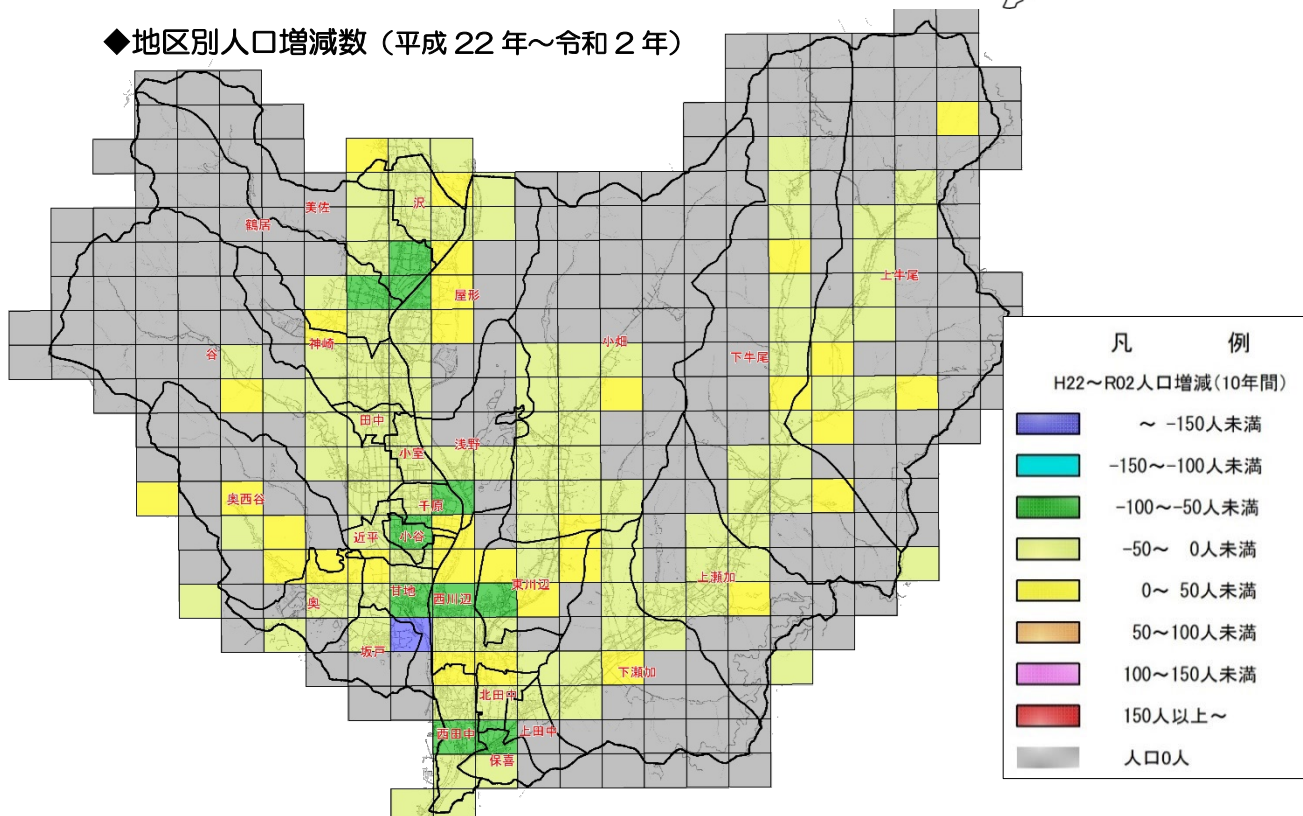
(単位：人・%)

	H12	H17	H22	H27	R2	H12-R2 増減数	H12-R2 増減率
川辺地区	5,132	4,884	4,728	4,378	4,119	-1,013	-19.7%
瀬加地区	2,790	2,577	2,336	2,188	1,932	-858	-30.8%
甘地地区	3,442	3,405	3,228	2,977	2,719	-723	-21.0%
鶴居地区	3,448	3,284	2,996	2,757	2,461	-987	-28.6%
合計	14,812	14,150	13,288	12,300	11,231	-3,581	-24.2%

(資料：国勢調査)



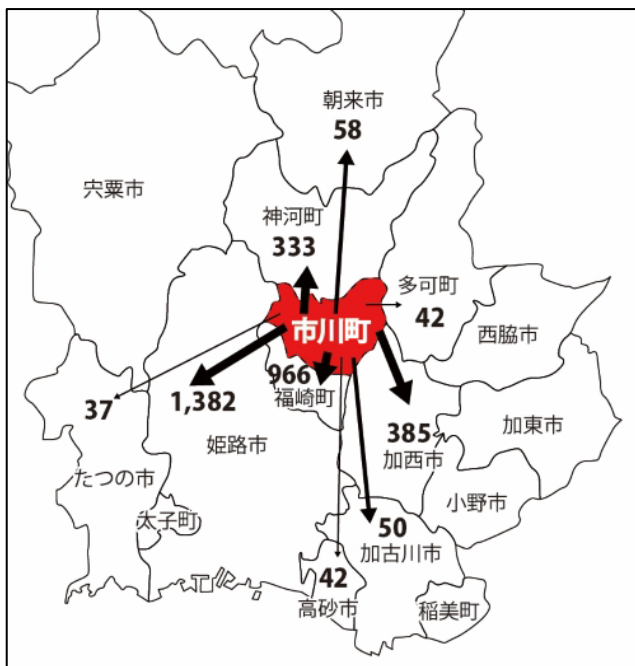
### ◆地区別人口増減数 (平成22年～令和2年)



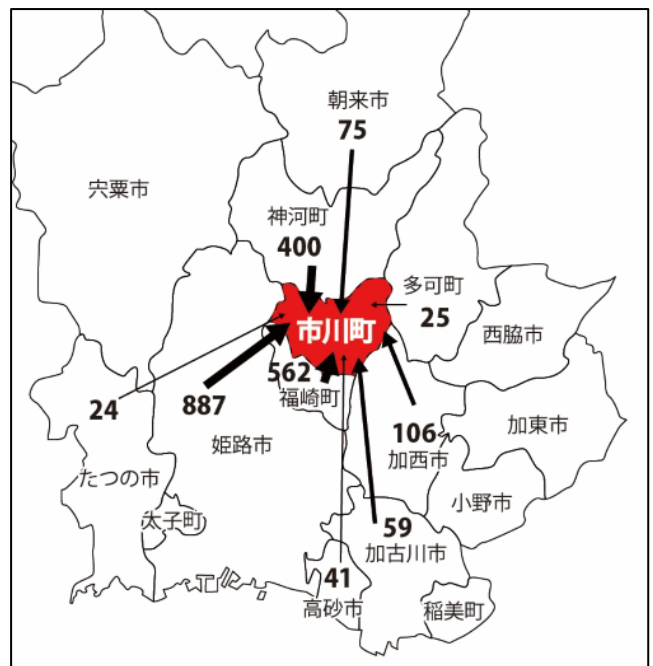
### ③ 人口流動

- 通勤・通学における流出・流入状況は、流出 3,684 人、流入 2,333 人となっています。このことから、本町全体では、町外流出者が 1,351 人の流出超過となっています。
- 流出先では姫路市が最も多く 1,382 人、次いで隣接する福崎町 (966 人) への移動が特に多くなっています。
- 流入先では、姫路市からが最も多く 887 人、次いで福崎町 (562 人)、神河町 (400 人) からの移動が多くなっています。
- 流出、流入とも大部分が兵庫県内の移動であり、大阪府や岡山県への通勤・通学の移動はほとんどみられません。

#### ◆流出人口



#### ◆流入人口



(単位：人)

	流出		
	通勤	通学	計
兵庫県内	3,300	333	3,633
神戸市	66	43	109
姫路市	1,189	193	1,382
加古川市	48	2	50
高砂市	42	-	42
加西市	382	3	385
朝来市	58	-	58
たつの市	28	9	37
多可町	41	1	42
福崎町	935	31	966
神河町	305	28	333
その他	206	23	229
兵庫県外	44	28	72
大阪府	2	-	2
岡山県	28	18	46
その他	14	10	24
流出人口計	3,329	355	3,684

	流入		
	通勤	通学	計
兵庫県内	1,958	368	2,326
神戸市	11	1	12
姫路市	692	195	887
加古川市	23	36	59
高砂市	19	22	41
加西市	78	28	106
朝来市	73	2	75
たつの市	11	13	24
多可町	25	-	25
福崎町	536	26	562
神河町	392	8	400
その他	98	37	135
兵庫県外	7	-	7
大阪府	5	-	5
その他	2	-	2
流入人口計	1,965	368	2,333

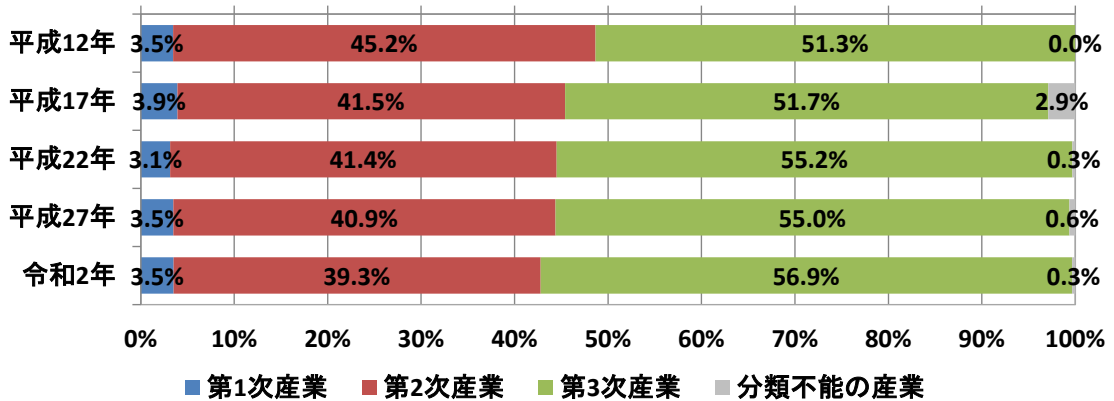
(資料：令和2年国勢調査、通勤・通学共に15歳以上の人口)

## (2) 産 業

### ① 就業人口

- ・産業別（大分類）の就業人口の割合は、第1次産業、第2次産業ともに若干の減少傾向にあり、第3次産業の割合が増加しています。
- ・人口減少が予測されるなかで、全体としての就業人口は減少し続けることが予測されます。

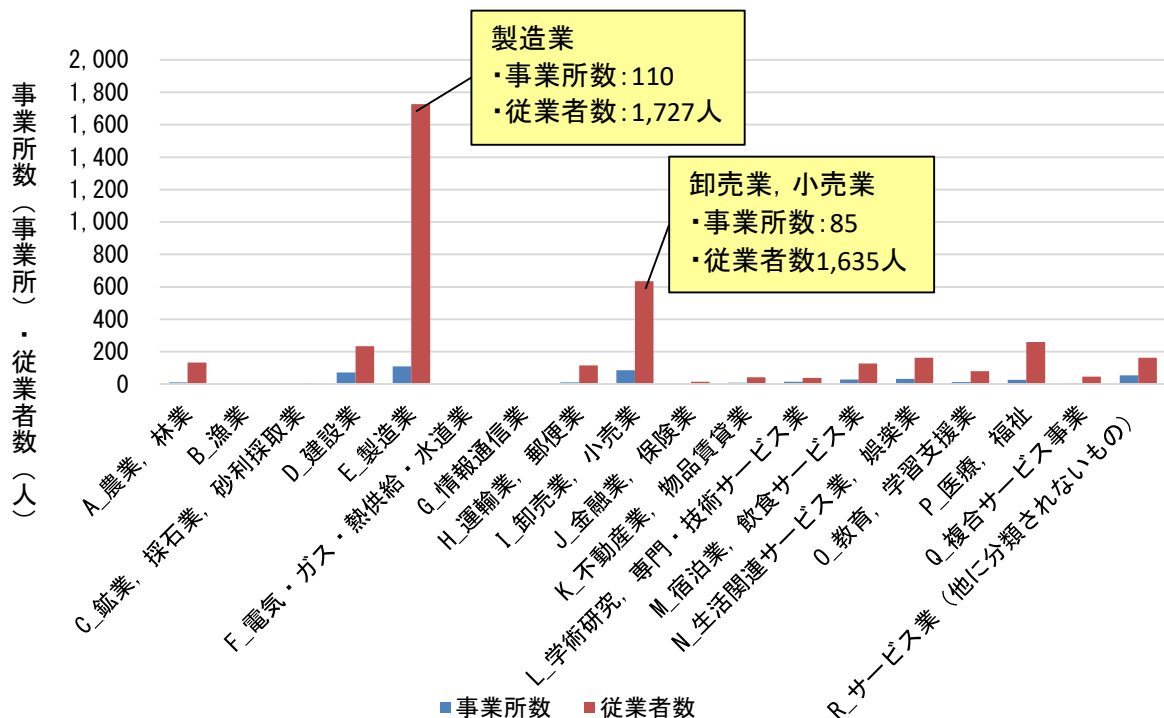
#### ◆産業別（大分類）就業人口割合の推移



（資料：国勢調査）

- ・就業人口を産業別でみると、本町はゴルフ製品の製造が盛んであることから、従業者数は製造業が群を抜いて多くなっています。
- ・このため、ゴルフ製品の販売に関わる卸売業・小売業についても多くなっています。

#### ◆産業別（中分類）の事業所数、従業者数、売上金額

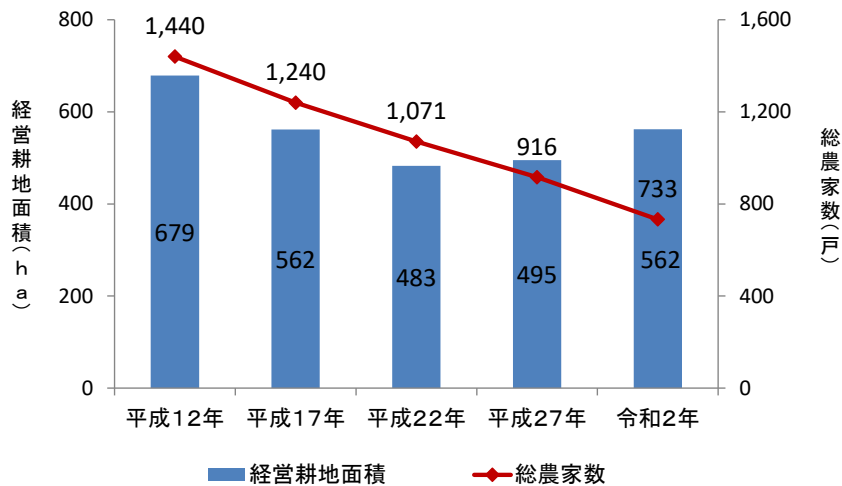


（資料：令和3年経済センサス活動調査）

## ② 農業

- 高齢化や後継者不足により、総農家数は年々減少しています。
- 平成 27 年以降、経営耕地面積が増加した主な理由は、県営ほ場整備事業（甘地地区等）によるものと考えられます。

### ◆農家数・経営耕地面積の推移

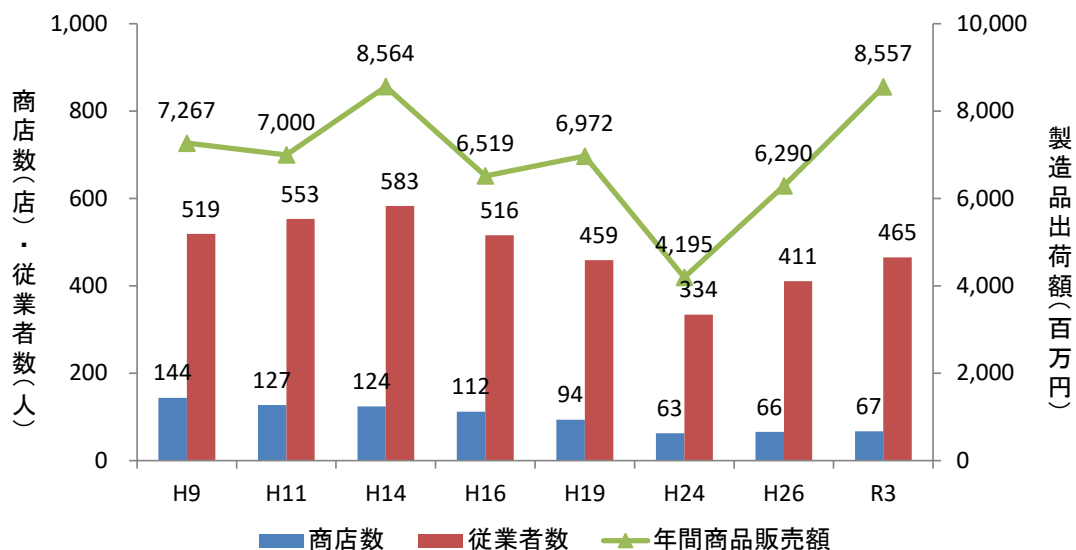


(資料：農林業センサス)

## ③ 商業(小売業)

- 年間商品販売額は、平成 14 年の 85.6 億円をピークに減少傾向となっていました。平成 26 年に増加に転じ、令和 3 年は 85.6 億円となっています。
- 従業者数も同様に、平成 14 年の 583 人をピークに減少傾向となっていました。平成 26 年に増加に転じ、令和 3 年は 465 人となっています。
- 商店数は、個人商店などの小規模な商店の廃業が進み、令和 3 年は 67 店舗となっています。

### ◆商店数・従業者数・年間商品販売額(小売業)

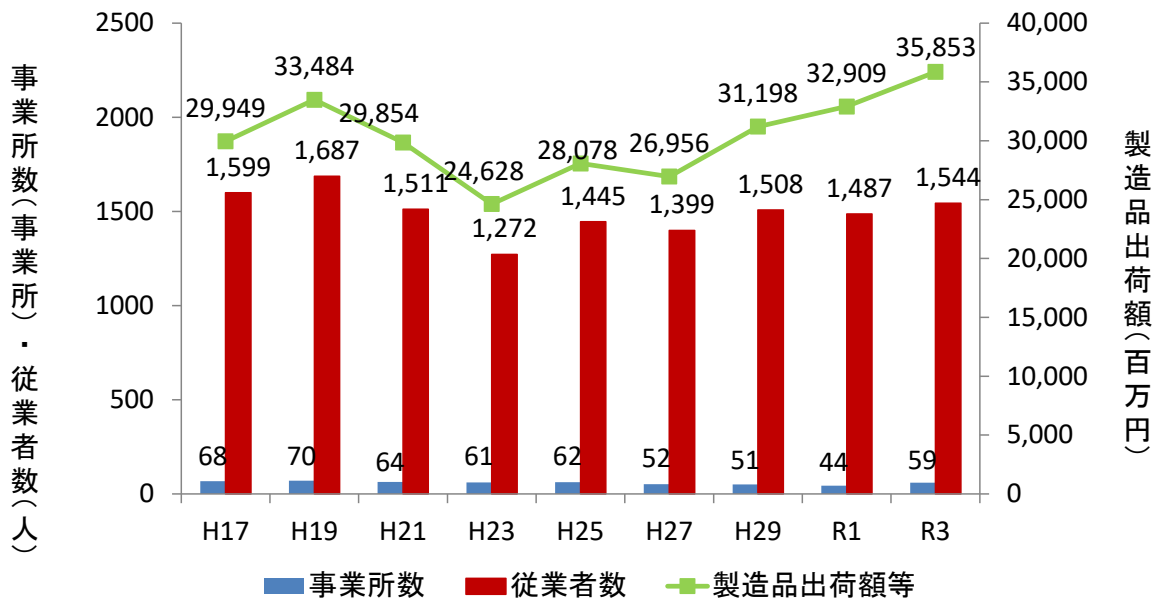


(資料：商業統計・経済センサス)

#### ④ 工業

- ・製造品出荷額は、平成 23 年に 246 億円まで減少しましたが、その後は増加し、令和 3 年は 359 億円となっています。
- ・従業者数も同様に、平成 23 年に 1,272 人まで減少しましたが、その後 1,500 人前後で推移し、令和 3 年は 1,544 人となっています。
- ・事業所数に大きな変化はなく、50~70 事業所で推移しています。

#### ◆事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移



(資料：工業統計、経済センサス)

### (3) 土地利用

#### ① 土地利用現況

- ・地目別の土地利用現況は、山林が 74.8% を占めており、田(10.5%)、畑・樹園地(1.0%)等を合わせると、全体の 90.6% が自然的土地利用となっています。
- ・住宅用地は、3.3% となっており、商業用地は 0.3%、工業用地は 0.7% となっています。

#### ◆地目別土地利用面積

土地利用種別	面積 (ha)	割合 (%)
田	867.4	10.5
畑・樹園地	82.6	1.0
山林	6,184.9	74.8
水面	153.4	1.9
その他自然地	201.4	2.4
<b>自然的土地利用 計</b>	<b>7,489.7</b>	<b>90.6</b>
住宅用地	269.4	3.3
商業用地	28.5	0.3
工業用地	60.9	0.7
公益施設用地	65.5	0.8
農業施設用地	12.1	0.1
交通施設用地	5.3	0.1
道路用地	184.3	2.2
公共空地	16.4	0.2
その他空地	134.9	1.6
<b>都市的土地利用 計</b>	<b>777.3</b>	<b>9.4</b>
<b>合計</b>	<b>8,267.0</b>	<b>100.0</b>

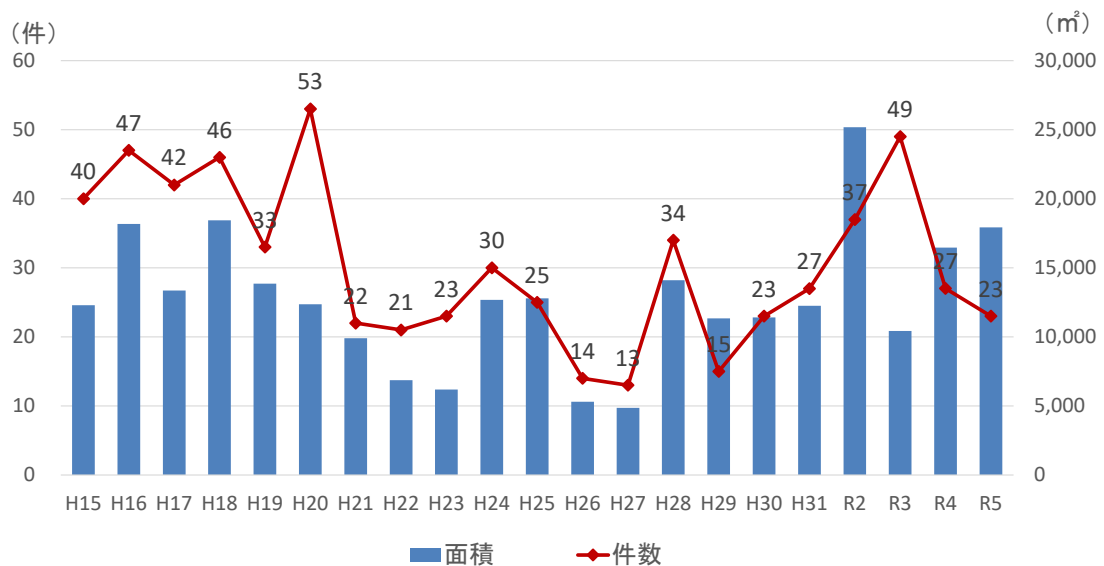
※耕作放棄地は「その他自然地」に含む。

## ② 農地転用

- ・農地転用件数は、おおむね 20～50 件/年の範囲で推移しています。
- ・用途別では、住宅への農地転用が最も多く、店舗や工業への転用はほとんどみられません。

### ◆農地転用の推移 (H15～R5)

年度	農地転用合計		住宅		店舗		工業		公益施設		農業用施設		道路		駐車場		水路		その他	
	(件)	(㎡)	(件)	(㎡)	(件)	(㎡)	(件)	(㎡)	(件)	(㎡)	(件)	(㎡)	(件)	(㎡)	(件)	(㎡)	(件)	(㎡)	(件)	(㎡)
H15	40	12,289	21	5,711					1	623	2	628	1	20	2	866			12	4,441
H16	47	18,170	23	9,030			2	391			2	476	4	242	6	2,554			10	5,477
H17	42	13,361	19	5,750							2	415	3	119	2	303			16	6,774
H18	46	18,438	19	5,670	4	3,188			2	1,495	4	1,827	2	118	9	3,442			6	2,698
H19	33	13,851	22	9,754							1	582	1	119	4	494			5	2,902
H20	53	12,360	18	6,184	1	508	3	831			5	768	3	182	1	740	10	245	12	2,902
H21	22	9,903	12	4,045	1	527	2	2,581			2	2,222	1	66	2	292			1	170
H22	21	6,870	6	2,382			1	834	1	1,582	2	416	2	169	4	360			5	1,127
H23	23	6,195	8	2,148							6	1,533	2	136	2	396			5	1,982
H24	30	12,679	16	7,451	3	2,549					2	281	2	128	3	701			4	1,570
H25	25	12,797	14	6,527			1	719	4	2,251	1	595			3	1,892			2	813
H26	14	5,306	9	3,520	1	304			2	622			1	31					1	829
H27	13	4,870	8	2,590					2	1,444	2	461			1	375				
H28	34	14,098	15	5,185					6	4,863	1	74	1	27	5	1,454			6	2,495
H29	15	11,337	4	1,272					8	8,612					1	343			2	1,110
H30	23	11,407	3	2,682					7	4,856	2	359	1	19	4	1,247			6	2,244
H31	27	12,248	6	2,255					5	4,712	1	307	2	112	8	2,057			4	2,805
R2	37	25,176	6	3,085			1	726	3	2,601	1	1,398	4	288	4	1,563			18	15,515
R3	49	10,426	9	2,712			3	1,956	4	1,475	2	1,763	2	147	4	1,204			4	1,169
R4	27	16,469	3	1,163					5	2,369	1	212			1	275			17	12,450
R5	23	17,929					3	1,139	18	16,079	1	459							1	252
合計	644	266,179	241	89,116	10	7,076	16	9,177	68	53,584	40	14,776	32	1,923	66	20,558	10	245	137	69,724

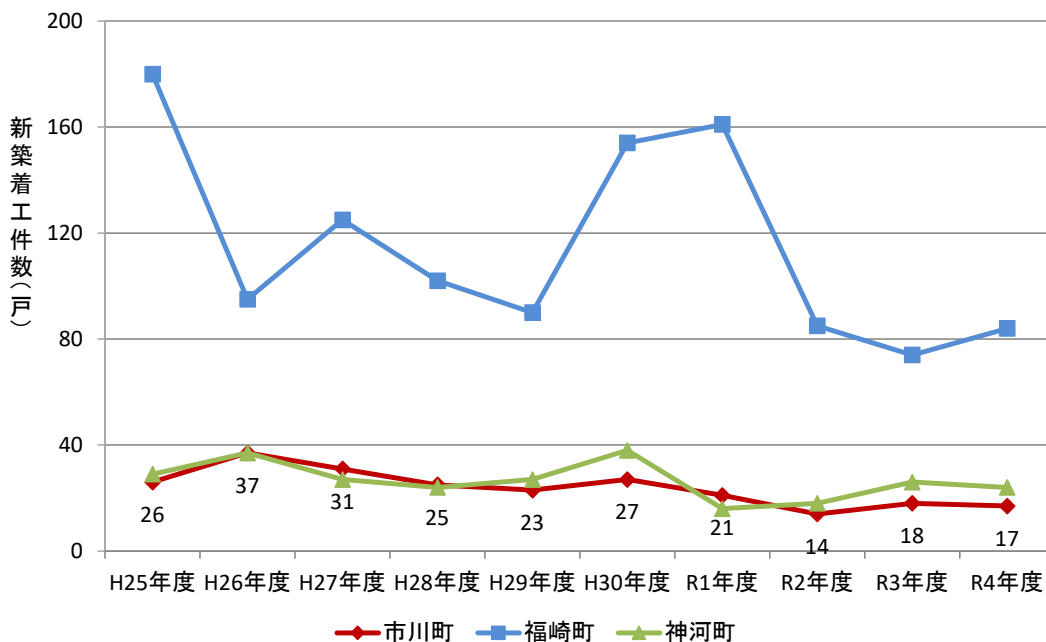


(資料：市川町資料 (農地転用 H15～R5))

### ③ 建築動向

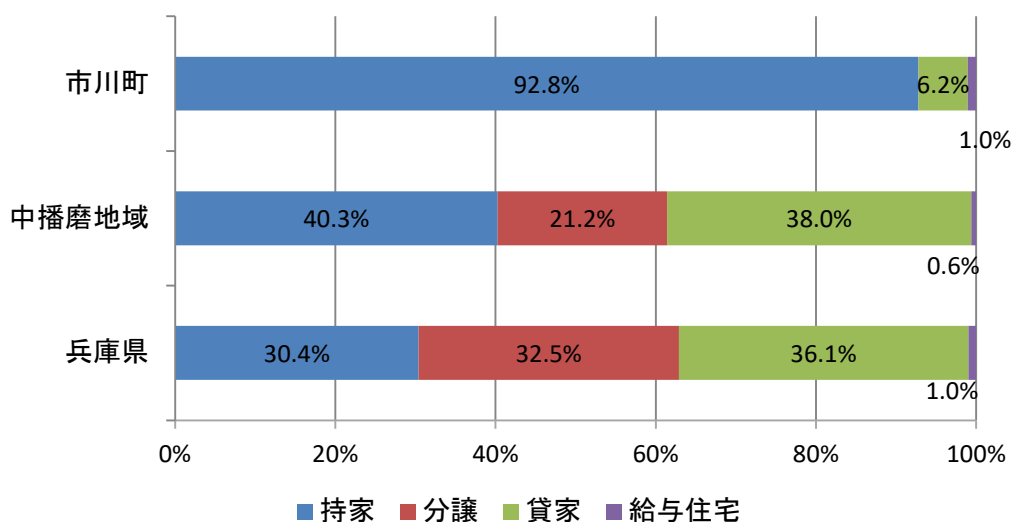
- 建築着工動向をみると、緩やかに減少傾向となっており、近年は年間 20 件未満で推移しています。
- 過去5年間の新築着工件数の内訳をみると、持家が 92.8%を占めており、県や中播磨地域と比較すると戸建住宅の割合が高くなっています。

#### ◆新築着工件数の推移



(資料：新設住宅着工統計 兵庫県住宅政策課)

#### ◆新築着工住宅の内訳 (平成30年～令和4年)

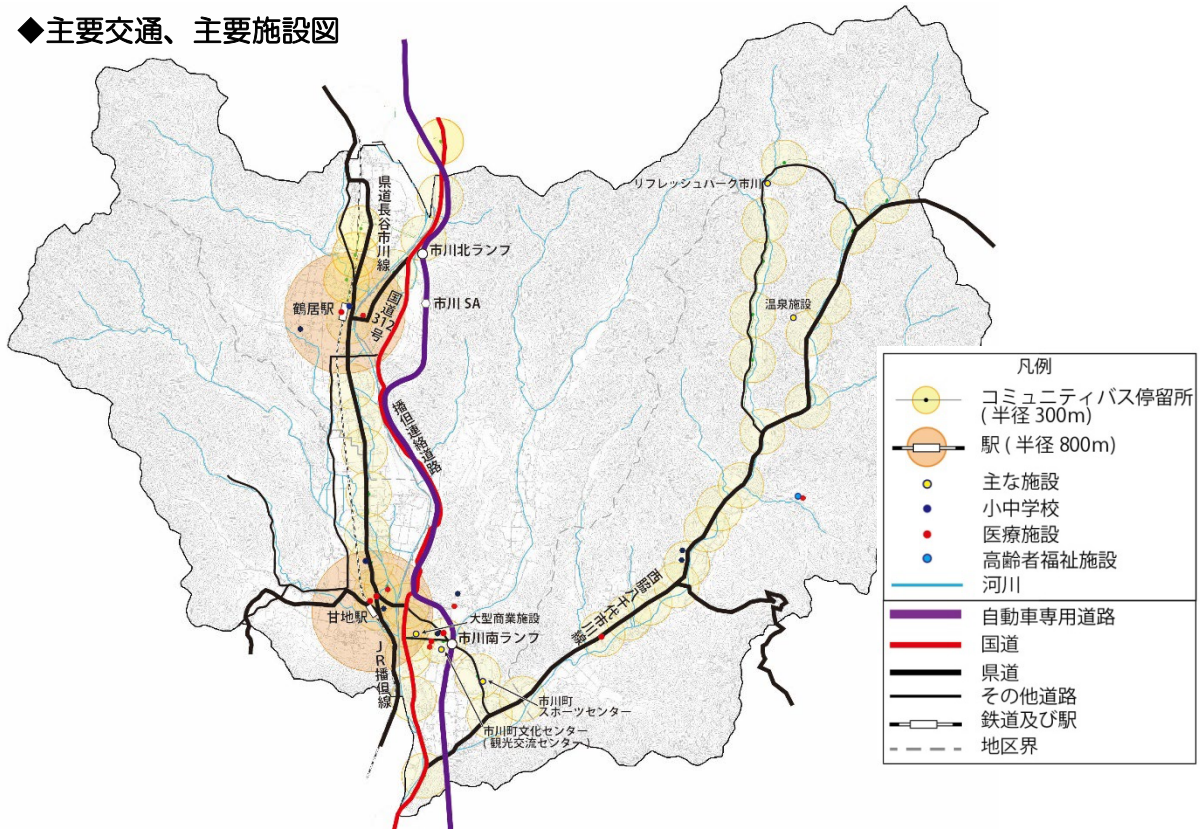


(資料：新設住宅着工統計 兵庫県住宅政策課)

#### (4)交通

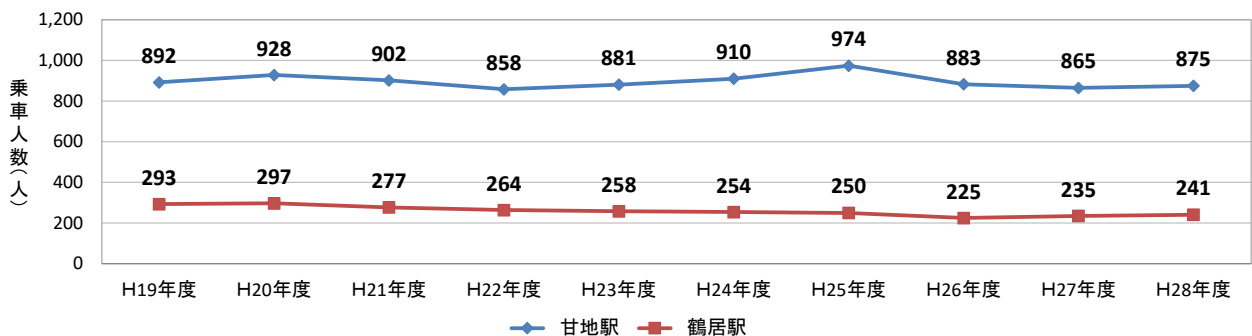
- 播但連絡道路や国道 312 号など南北間の交通体系が充実しており、播但連絡道路においては、市川北ランプと市川南ランプが存在します。
- JR 播但線は町の中央部を南北に走り、南部に甘地駅、北部に鶴居駅の 2 駅があります。
- 乗車人員は、甘地駅、鶴居駅ともにほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年度は、甘地駅 875 人/日、鶴居駅 241 人/日となっています。（平成 29 年以降の公表データなし）
- バス路線は、町が主体となって運行しているコミュニティバス（週 2 日）と買い物バス（3 コースそれぞれ週 2 日）を運行しています。その他、コミュニティバスを市川町役場で乗り換えると福崎町へ行くことができる福崎町・市川町連携コミュニティバス（事前予約制）が運行しています。

#### ◆主要交通、主要施設図



（資料：国土数値情報 バスルートデータ、医療機関データ、福祉施設データ、学校データ（国土交通省）より作成）

#### ◆JR 甘地駅・鶴居駅の乗車人員（1日平均）



※平成 29 年以降、播但線の各駅のデータ公表なし

（資料：西日本旅客鉄道株式会社）

## (5)供給処理施設

- 上水道普及率は令和4年度で99.8%となっており、概ね全町で整備が進んでいます。
- 令和4年度末時点の市川町における下水道普及率は35.4%となっており、生活排水処理率は89.2%となっています。

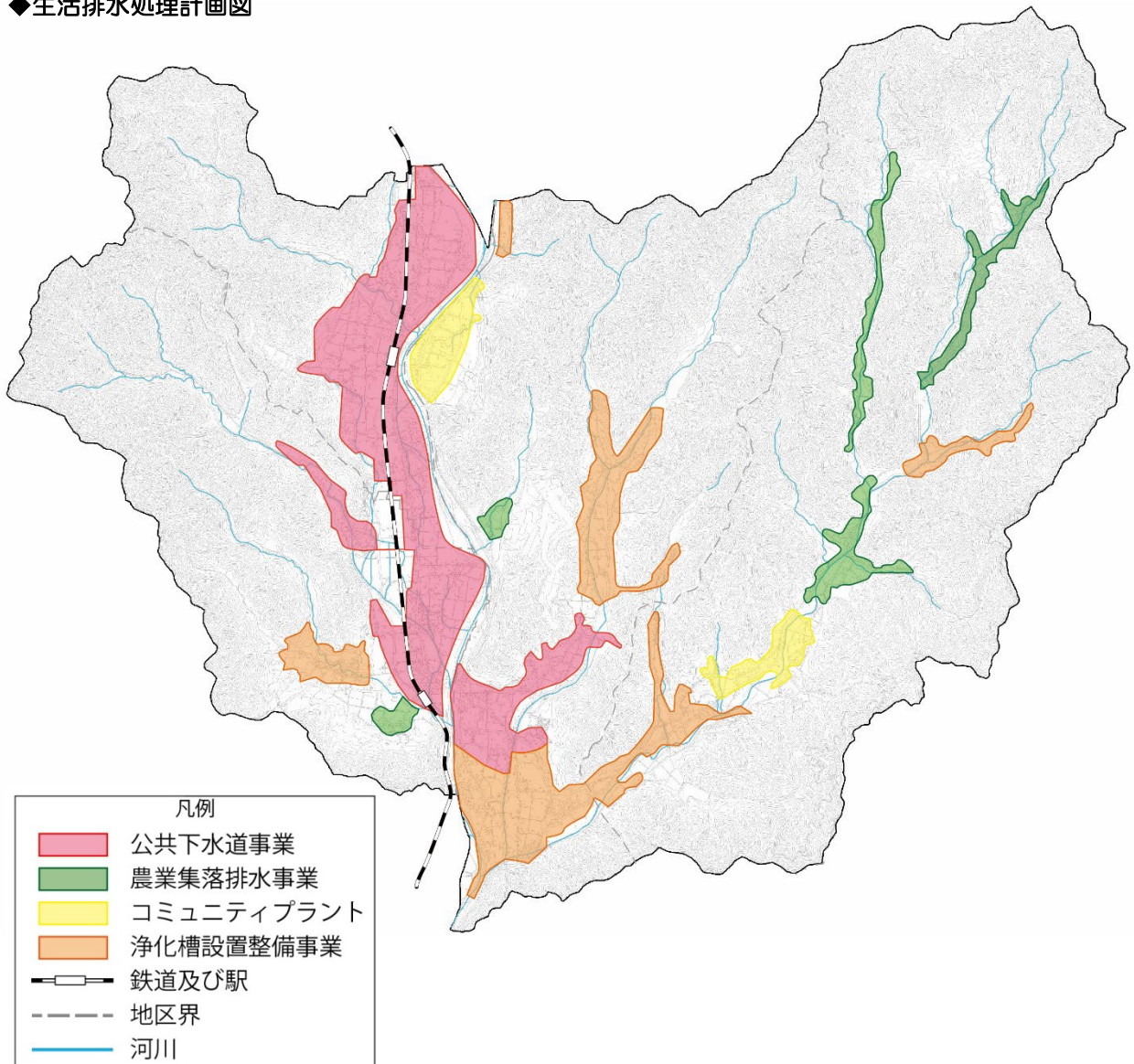
### ◆上水道の普及状況

	上水道	合計
管内人口	—	11,020人
現在給水人口	10,998人	10,998人

### ◆下水道の普及状況

下水道普及率	35.4%
生活排水処理率	89.2%

### ◆生活排水処理計画図



## (6)主要施設

- 公共施設の多くは、甘地駅周辺、鶴居駅周辺の市街地に多く立地しています。
- 少子高齢化による人口減少と財政不足のなかで、今後も公共施設を維持していくため、公共施設の統廃合を検討していく必要があります。

### ◆主要施設配置図



※赤文字は、今後統廃合される可能性のある施設

### ◆公共施設数

人口	11,231人	
用途	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )
学校教育系施設	6	25,745
文化系施設	4	8,902
行政系施設	6	6,130
スポーツ・レクリエーション系施設	3	5,742
子育て支援施設	3	3,138
保健・福祉施設	2	2,068
町営住宅	7	709
環境系施設	1	319
社会教育系施設	1	73
その他	4	4,827
合計	38	57,653

### ◆今後の公共施設の動向

施設名称	今後の動向
いちかわ東こども園 いちかわ西こども園	(仮称) いちかわこども園として1園に統合

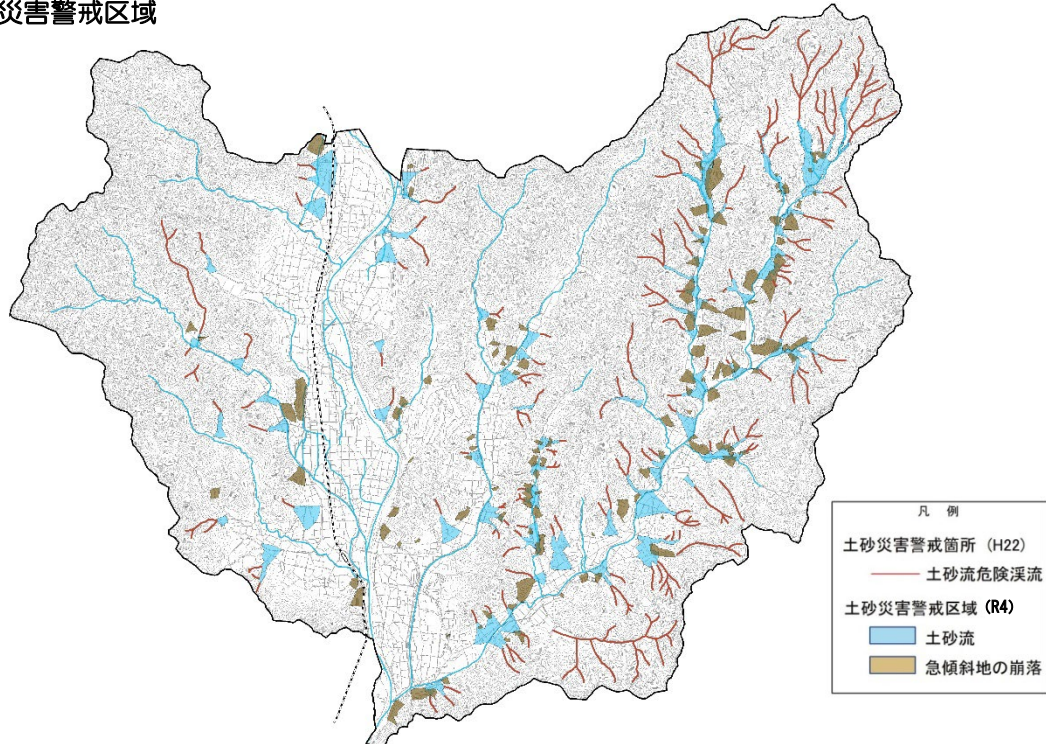
(資料：市川町)

(資料：令和2年国勢調査、市川町公共施設等総合管理計画(改訂版)(R4.4))

## (7)災害危険区域

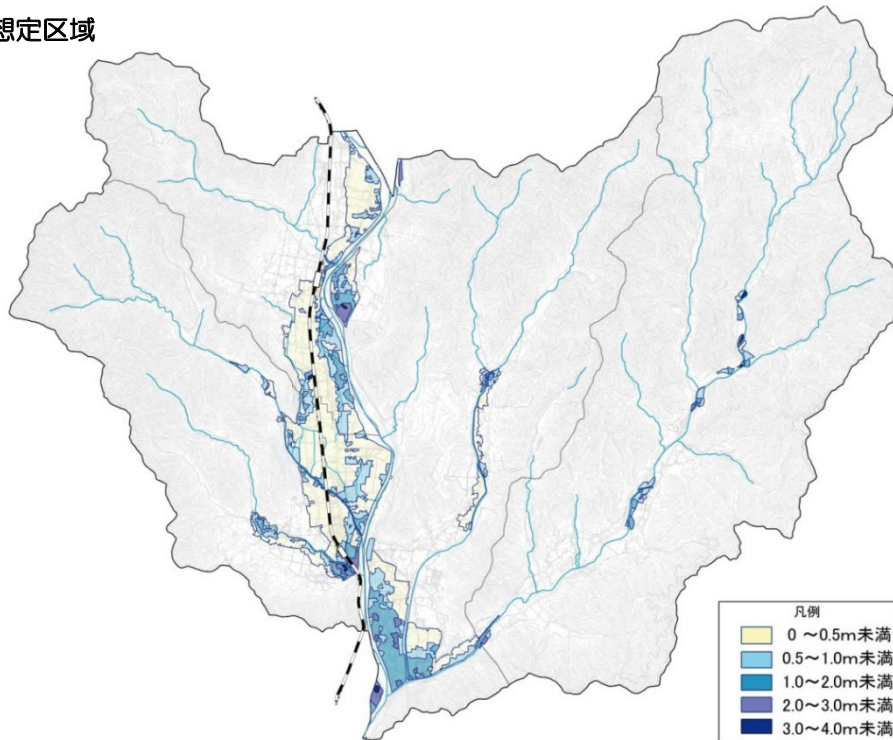
- 本町の中心部には、JR 播但線に沿って南北に、2 級河川「市川」が流れており、その他5本の2級河川と31本の普通河川があり、このうち、12河川に砂防指定がなされています。
- 土砂災害警戒箇所・区域は、特に東部地域の山間部（瀬加地区）で多く指定されています。
- 浸水想定区域は、市川の沿岸を中心に浸水想定区域がみられます。

### ◆土砂災害警戒区域



(資料：国土数値情報 土砂災害警戒箇所データ、土砂災害警戒区域データ (国土交通省) より作成)

### ◆浸水想定区域



(資料：国土数値情報 浸水想定区域データ (国土交通省) より作成)



## 第3章 上位・関連計画の整理

---



### 第3章 上位・関連計画の整理

#### 1 上位計画の整理

##### (1)兵庫県国土利用計画(第五次)(平成 29 年3月 兵庫県)

<p>基本理念と目標</p>	<p><b>【基本理念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県土の利用に当たっては、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済及び文化などを生かし、地域の自立的発展を促進していくとともに、公共の福祉を優先するなかで安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と<u>これからの時代にふさわしい県土全域の均衡ある発展</u>を図る。</li> </ul> <p><b>【目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「創造と共生の舞台・兵庫」の実現をめざして、地域社会を構成する多様な主体が協働し、「自立と連帯」「安心と活力」「継承と創造」の考え方のもと、県土利用に取り組んでいく。</li> </ul>
<p>計画期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年を基準年次とし、平成 37 年を目標年次とする。</li> </ul>
<p>県土利用の基本方針</p>	<p>(ア) 兵庫の強みを活かした適切な県土利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①県土空間の安全・安心を高める県土利用</li> <li>②住みたい地域、個性あふれる「ふるさと兵庫」をつくる県土利用</li> <li>③産業競争力を強化し、人や企業・資本が流入する兵庫をつくる県土利用</li> <li>④まちの賑わいを創出する県土利用</li> <li>⑤地域に根ざした観光・ツーリズムを振興する県土利用</li> </ul> <p>(イ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用</p> <p>(ウ) 多様な主体の参画と協働による県土マネジメント</p>
<p>類型別・地域別の基本方向 (市川町関連)</p>	<p><b>【都市地域(小都市地域 地方都市圏)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティレベルでの医療・福祉、商業等の日常生活に必要なサービスの充実を図りつつ、近隣都市や周辺の農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。</li> <li>・それぞれの拠点地区で不足している都市的サービスを相互に補うため、各地域とのネットワークの強化により、地域間のつながりを確保し、相互連携や交流の促進を図る。</li> <li>・健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。</li> <li>・緑豊かな自然や歴史的なまちなみなど、地域の特性や資源を生かしながら人と自然が調和した都市景観の形成を図るとともに、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。</li> <li>・新たな土地需要がある場合には、地域の実情を踏まえつつ、既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。</li> </ul> <p><b>【農山漁村地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や、都市との交流や地域の資源を活用したコミュニティ・ビジネスの推進など活力ある農山漁村づくりを進める。</li> <li>・木質バイオマス発電燃料等の新たな需要に対する県産木材の安定供給を図り、多くの森林が伐期を迎えた豊富な人工林を積極的に活用するため県産木材利用の普及促進に取り組むとともに、需要拡大に対応するための担い手となる人材を育成する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これらを通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。</li> </ul> <p><b>【自然維持地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。</li> </ul>
<p>地域別基本方向 (西播磨地域)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然、歴史などの地域資源や地域活力の基盤となる<u>産業等を活かした誇りの持てるふるさとづくり</u>や人の輪を大切に広域的な交流を活発に進める。</li> <li>• 防災面にも配慮された安全・安心で暮らしやすく快適な生活空間を築き上げるとともに、経済面における地域活力の維持・向上に取り組み、<u>人と物と情報が行き交う西播磨交流都市圏づくり</u>を進める。</li> </ul>

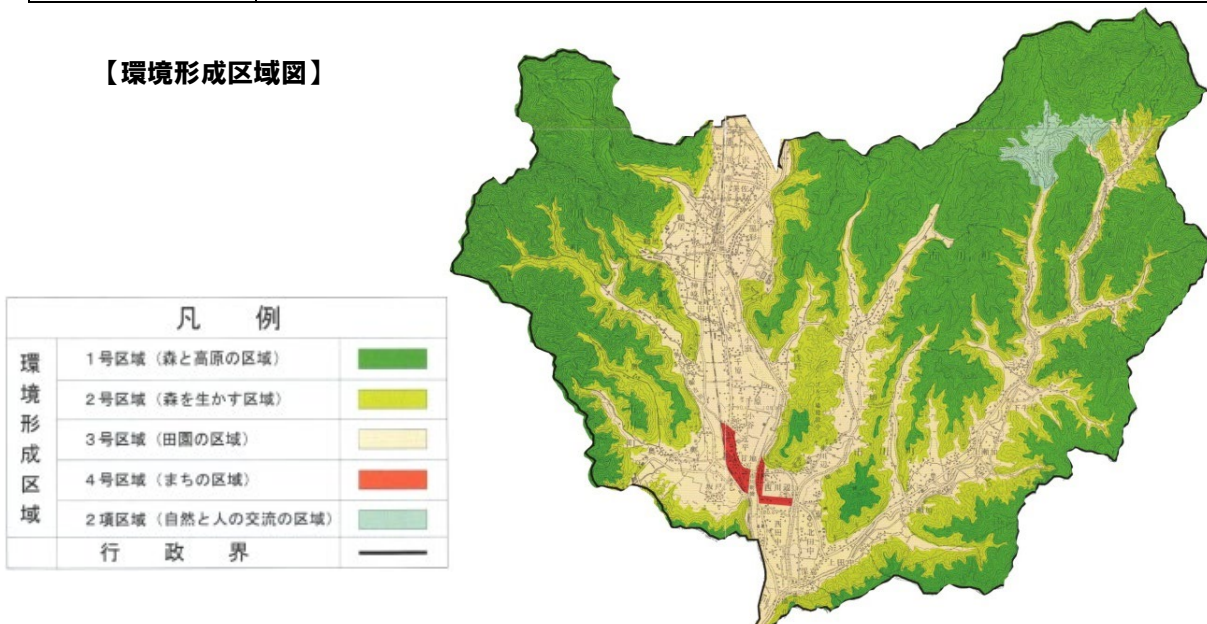
(2)兵庫県土地利用基本計画書(兵庫県)

<p>全県的土地利用の 基本方向</p>	<p>①質的向上をめざした土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心できる土地利用</li> <li>・循環と共生を重視した土地利用</li> <li>・美しくゆとりある土地利用</li> </ul> <p>②有効かつ適切な土地利用</p> <p>③総合的なマネジメントへの配慮</p>
<p>地域別の土地利用 の基本方向 (西播磨地域内陸部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然、歴史などの地域資源や地域活力の基盤となる産業等を活かした誇りの持てるふるさとづくりや人の輪を大切に広域的な交流を活発に進める。</li> <li>・防災面にも配慮された安全・安心で暮らしやすく快適な生活空間を築き上げるとともに、経済面における地域活力の維持・向上に取り組み、人と物と情報が行き交う西播磨交流都市圏づくりを進める。</li> <li>・産業活動、物流面で関連の大きい東播磨地域との一層の連携を図る。</li> <li>・内陸部においては、農林業の振興を図るため、地域環境や高齢化の進展に配慮しつつ、農地の良好な管理と森林の適切な整備及び保全を進め、豊かな自然と調和した地域づくりを目指す。</li> <li>・瀬戸内海の温暖な気候と森林や海岸等の豊かな自然を活かし、観光やレクリエーション等の多様な交流ゾーンとしての地域整備を進める。</li> </ul>
<p>土地利用の原則</p>	<p><b>【農業地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業地域の土地利用については、農用地が食料供給の場であるとともに、里地としての管理を通じた県土保全や良好な生活環境の形成など農業生産活動を通じた多面的な機能の発揮も期待されていることから、現況農用地は集積・集約を進めつつ、極力その保全と有効利用を図る。</li> </ul> <p><b>【森林地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林地域の土地利用については、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、世界的な木材需給の動向の変化などを踏まえ、森林の持つ生物多様性保全、地球温暖化防止、水源かん養機能等の多面的な機能を将来世代が享受できるよう、多様で健全な整備と保全を図る。</li> <li>・スギ・ヒノキ人工林においては、県産木材の安定供給に向けて持続可能な循環型林業を確立し、適正な利用を図る。</li> </ul> <p><b>【自然公園地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園地域の土地利用については、優れた自然の風景地や地域固有の自然体系の保全を図ることを前提としつつ、観光資源として極めて高い価値を有していることから、エコツーリズムの推進や多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備による国立公園等のブランド化を通じ、国内外の観光客の増加など積極的な利活用や活性化を図る。</li> </ul> <p><b>【自然保全地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。</li> </ul>

(3) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例) (平成 17 年 11 月 兵庫県)

地域環境イメージ	『都市近郊の「アメニティ」あふれる生活環境と「美しく元気」な集落環境の形成』
地域づくりの基本方向	1 アメニティアップ(自然豊かな居住環境、地域環境づくり) 2 美しく元気な集落づくり(自然保全と都市農村交流) 3 交流による地域づくり(都市農村交流、滞在型観光)
地域環境形成の基本方向	1 森、高原、田園を基調とした地域環境づくり 2 自律による地域環境づくり 3 交流による地域環境づくり 4 魅力ある地域環境づくり
環境形成区域の区分	<p><b>【森と高原の区域(1号区域)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林及び高原としての土地利用を通じて形成される緑豊かな環境の保全を図っていく。</li> </ul> <p><b>【森を生かす区域(2号区域)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林としての土地利用を通じて森林が持つ経済的機能及び公益的機能の発揮を図るとともに、レクリエーションや交流など自然とのふれあいの場となるよう整備誘導を図る。</li> </ul> <p><b>【田園の区域(3号地区)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図り、農地、樹園地、集落等が調和した地域環境の形成を図るとともに、地域環境に調和した開発を誘導し、地域の活性化を進める。</li> </ul> <p><b>【まちの区域(4号地区)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発を誘導して都市的機能の充実と良好な市街地環境の形成を図っていく。</li> </ul> <p><b>【自然と人の交流の区域(2項区域)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺土地利用との調和に配慮しつつ自然、農林業等の体験施設、滞在施設等の整備誘導を図る。</li> </ul>
<p>◆中播磨地域では、平成 17 年から緑条例を施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1,000 平方メートル以上(一部の区域は 500 平方メートル以上)の規模の開発行為を行おうとする場合は、市町や県との協議、届出等の手続が必要です。ただし、自己用住宅の新築・増改築や通常の管理行為、軽易な行為などは、対象外です。</li> <li>開発工事に際しては、環境形成区域ごとに定められた緑化修景等の基準をもとに、開発地の森林の保全や建物の周辺の緑化などが必要となります。</li> </ul>	
地域性豊かな土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の状況や特性に応じて定められた「地域環境形成基本方針」に基づいて中播磨地域らしい土地利用の誘導を図る。</li> </ul>
環境形成区域と開発行為の協議の制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの環境形成区域の特性に応じて、開発行為を行うときには協議や届出などが必要である。また、協議をした場合は、開発事業者と県や町が「環境形成協定」を締結し、お互いが協力して緑豊かな地域環境の形成に努めていく。</li> </ul>
住民主体のまちづくりの制度(計画整備地区制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、開発事業者だけでなく、住民自らもこれらの景観を守り、育てていく地域づくりを推進していくことが重要であり、これらを担保するしくみとして計画整備地区制度がある。</li> </ul>

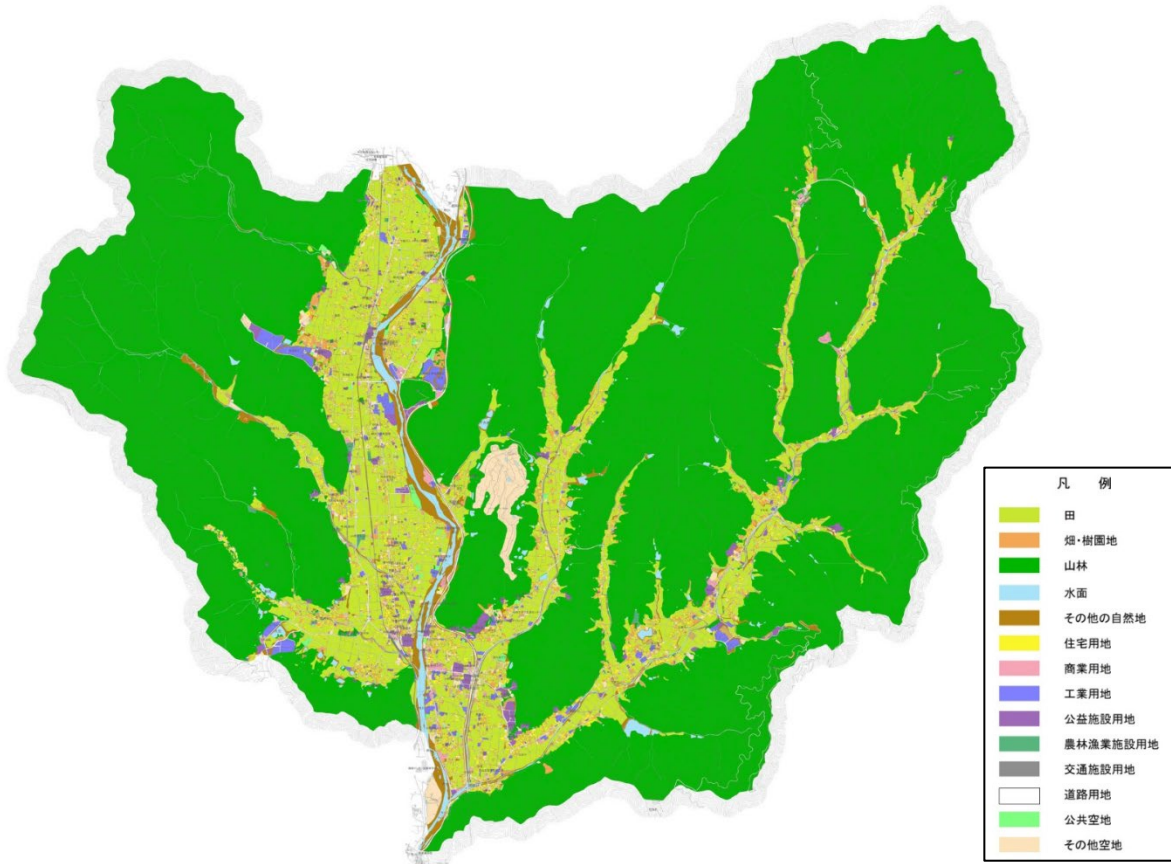
【環境形成区域図】



(4)市川町総合計画後期基本計画(令和3年3月 市川町)

計画期間	・平成 28 年度を初年度に令和7年度までの 10 年間
まちづくりの将来像	『住民の絆を大切に 元気で輝き誇れる“いちかわ”』
まちづくりの基本施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域・人のつながりを大切にしたまちづくり</li> <li>2 住民とともにつくる安心して暮らせるまちづくり</li> <li>3 地域資源を活かし「いちかわ」の魅力を高めるまちづくり</li> <li>4 快適で住みよい定住できるまちづくり</li> <li>5 地域のちからで支え合う福祉のまちづくり</li> <li>6 次世代の教育と豊かな心を育むまちづくり</li> <li>7 まちづくり計画の推進</li> </ol>
将来人口の設定	<b>令和7年 11,100人</b>
土地利用の基本方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少が避けられないことが想定される中、今後、適切に公共サービスを維持し、高齢者も含めた多くの人が暮らしやすいまちを形成するためには、既存の機能を有効活用しつつ、<b>中心市街地に多様な機能が集積するまちづくり</b>を行う必要がある。</li> <li>・周辺地域は<b>恵まれた自然環境と豊かな風土、歴史的景観等の多面的な機能</b>を持っており、まちの機能を維持するために重要な役割を担っている。</li> <li>・地域動向や社会経済動向等を踏まえたうえで、これからの土地利用変化・課題などを整理し、<b>長期的な視点に立って</b>、総合的かつ慎重な検討を重ねながら<b>土地利用の見直し</b>を行う。</li> </ul>

【土地利用現況図】



(5)第2期市川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月 市川町)

計画期間	・令和2（2020）年度～令和7（2025）年度
まちづくりの将来像	『住民の絆を大切に 元気で輝き誇れる“いちかわ”』
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市川町における地域産業の振興と「しごと」の創出</li> <li>②市川町への誇り・愛着を生み出し、新しい「ひと」の流れをつくる</li> <li>③若い世代が魅力を感じる子育て環境の実現</li> <li>④時代に合った地域をつくり、安心して暮らせる「まち」づくり</li> </ul>
具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市川町における地域産業の振興と「しごと」の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) まちのPRと特産品の販路拡大及び地域ブランド力強化の推進</li> <li>(2) 起業、創業の拡大推進</li> <li>(3) 地元事業者の売上拡大、活性化支援</li> <li>(4) 農林業を担う人材・経営体の育成</li> <li>(5) 農林業の経営基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>①6次産業化の取り組みの推進</li> <li>②耕作放棄地の活用</li> <li>③農業振興地域整備計画の見直し</li> <li>④「オーガニックタウン」を目指し、有機農業や産業の支援</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆市川町への誇り・愛着を生み出し、新しい「ひと」の流れをつくる <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)土地・施設の利活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>①空き公共施設・遊休地の利活用の推進</li> </ul> </li> <li>(2)都市圏からの移住促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>①空き家、古民家利用施策の推進</li> <li>②引っ越し支援事業</li> <li>③ホームページの充実</li> </ul> </li> <li>(3)若い世代に対する定住促進施策の推進</li> <li>(4)ふるさと意識、郷土愛の醸成</li> </ul> </li> <li>◆若い世代が魅力を感じる子育て環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)安心して子どもを生み育てる施策の推進</li> <li>(2)安心して子育て・教育ができる環境整備</li> <li>(3)仕事と家庭生活との両立支援</li> <li>(4)経済的負担の軽減策の推進</li> </ul> </li> <li>◆時代に合った地域をつくり、安心して暮らせる「まち」づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域交流活動の促進</li> <li>(2)公共交通機関の整備</li> <li>(3)高齢者が元気に暮らせる社会の実現</li> <li>(4)健やかな暮らしの実現</li> <li>(5)生活環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活道路と河川の環境整備</li> <li>②生活排水処理事業の推進</li> <li>③危険空き家除却支援事業</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



## 2 関連計画の整理

### (1)市川町農村環境計画(平成13年7月 市川町)

農村地域の環境将来像	『一里山、水辺いきいきリフレッシュ 自然の恵みを楽しむ田園居住のまちづくり』
基本方針	<p><b>[自然環境保全の基本方針]</b> ①親しみある豊かな緑と清流の保全・創出</p> <p><b>[社会環境保全の基本方針]</b> ②市川ならではの魅力的な暮らしの創出</p> <p><b>[生産環境保全の基本方針]</b> ③持続的発展が可能な農業の保全・創出</p>
具体的な施策	<p><b>◆親しみある豊かな緑と清流の保全・創出</b> (1)清流の保全・創出 (2)豊かな緑の保全・創出 (3)環境にやさしい意識と行動の創出</p> <p><b>◆市川ならではの魅力的な暮らしの創出</b> (1)魅力的な居住空間の創出 (2)歴史・文化の保全・継承 (3)地域コミュニティの醸成</p> <p><b>◆持続的発展が可能な農業の保全・創出</b> (1)魅力的な農業の保全・創出 (2)実り豊かな農地の保全・創出 (3)担い手の確保・育成</p>
地域別整備計画	<p><b>(1)瀬加地域</b> ・農業生産活動や生活活動などの人間活動と自然の共生した地域づくりを進めるとともに、豊かな自然や史跡などの地域資源を活かした人の集まるふるさとをめざす。</p> <p><b>(2)川辺地域</b> ・本町の玄関口として、ヒマワリのあるまちづくり、ふるさとの川づくり、特色ある農業づくりに努め、市川町らしさを感じる地域をめざす。</p> <p><b>(3)鶴居地域</b> ・市川右岸地域については、適正な土地利用に基づき、農用地整備と住環境整備を推進する。また、甲良川や亀ヶ壺などの美しい自然環境を守り、活かした地域をめざす。</p> <p><b>(4)甘地地域</b> ・残る未整備地区についても周辺地域の自然・風土との調和に配慮しつつ生産基盤整備を推進し、農業が続けられる環境を整える。また、自然や歴史などの地域資源、そして農業の保全に向けて、地域が一体となつてとりくむ人づくり・環境づくり・農業づくりをめざす。</p>

**(2)市川農業振興地域整備計画(平成 30 年 4 月 市川町)**

<p>農業上の 土地利用の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来から営まれている米・麦を中心に生産の向上と経営の合理化を目指していくため、集落営農組織の育成、大型機械の導入により近代化農業を目指す。</li> <li>土地基盤整備が困難な土地については、現況による水稻及び野菜、果樹、花き等の特用作物の振興を図る。</li> </ul>
<p>農業生産基盤の 整備開発計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業の生産性の向上と農業生産の確立のために、ほ場整備等の生産基盤を整備することが基本的条件であり、農用地区域のほ場整備事業を計画的に実施し、あわせて農道整備、用排水路整備、ため池整備等を実施して農業経営の近代化を図る。</li> </ul>
<p>生活環境施設の 整備計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町において、緑に囲まれた豊かな自然環境の保全に努めながら農業を通じた地域社会の創造をめざし、生涯教育として位置づけて推進し、住民一人ひとりが生活文化向上のために、人間性豊かな人づくり町づくりの場を整備していく。</li> </ul>

**【土地利用計画図】(農用地区域、農業振興地域)**

